

佐世保市子育て世帯移住応援助成金のご案内

子育て世帯の
県外からの移住
に際し、移住助
成金・賃貸住宅
家賃の一部を
支援します！

育ちざかりの子どもがいるので、
生活を始めるには、いろいろ
経費が負担になるなあ

そのような時には、子育て世帯移
住応援助成金を利用しよう！



事業の目的

子育て世帯の佐世保市への移住を促進することを目的として、
県外から移住し、かつ就業（正規雇用）する方に、移住助
成金を交付し、賃貸住宅家賃の一部を支援します。

※子育て世帯とは、佐世保市への転入日現在で、中学生以下の
子どもを有している世帯をいいます

助成額

移住助成金並びに賃貸住宅家賃補助金は、1世帯につき1
回限り交付され、佐世保市へ引越を行う前に事前申請が必要
です。

○移住助成金 7万円/世帯（離島移住10万円）

○賃貸住宅家賃補助金

実質家賃負担額1/2相当額の3カ月相当額

限度額 100,000円/世帯

※離島移住の場合、実質家賃負担額2/3相当額の3カ月相当額

限度額 100,000円/世帯

※佐世保市の離島は宇久島、寺島、黒島又は高島の各離島です。

※実質家賃負担額とは、賃借料の月額から住宅手当・共益費・

駐車場使用料等を除いた実質の家賃額をいいます。

対象外 社宅、居住者以外の者が契約者である住宅、3親等以内の
親族が所有する住宅等は対象外

助成対象者

助成金の交付対象者は、次のいずれにも該当する方です。

①長崎県外に1年以上居住し、佐世保市内に移住した子育て
世帯であること。ただし転勤（規模拡大、会社転移除く）や大学
進学の場合は対象外

②世帯員のうち1人以上が、佐世保市内において就業（正規雇
用）又は雇用型テレワーク従事者若しくは起業等していること。

③佐世保市への転入後、5年以上定住すること。

④生活保護法の規定による住宅扶助、その他の公的制度による
家賃補助等を受けていないこと。

⑤世帯主、若しくは配偶者が公務員でないこと。
（一時的に別世帯の場合も含む）

⑥世帯全員が、市町村税を滞納していないこと。

⑦世帯員が、暴力団若しくは暴力団員でない者又は暴力団及び
暴力団員と密接な関係を有していないこと。

⑧転入後、世帯が、町内会に加入していること。

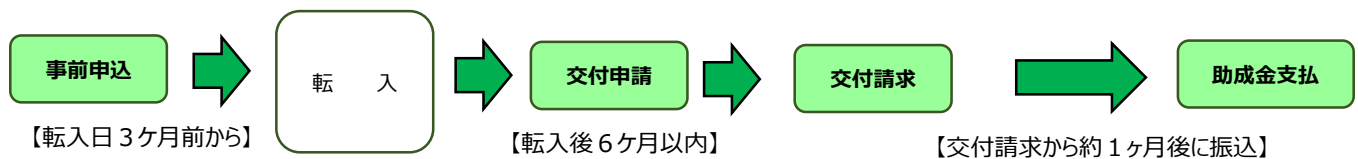
※ その他、要件がございます。お気軽にお尋ねください

申請から補助金支払までの流れ

【転入前事前申込】

【交付申請～交付決定】

【助成金請求～支払】



【転入日3ヶ月前から】

【転入後6ヶ月以内】

【交付請求から約1ヶ月後に振込】

※ 不明な点、詳細の確認については以下の【お問い合わせ】にご連絡ください。

【お問い合わせ】

佐世保市 企画部 西九州させぼ移住サポートプラザ
TEL : 0956-25-9251 FAX : 0956-25-3311
E-Mail : uji-turn@city.sasebo.lg.jp

